

平成30年度 奈良県外国人観光客受入環境整備促進事業補助金
募集要領

1. 趣旨

外国人観光客の県内滞在時の快適性及び観光地の魅力向上を図るため、外国人観光客の受入環境の整備促進を目的とする。

2. 補助対象者

国が実施する「旅行環境整備事業費補助金」「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」のうち、「外国人観光案内所」「観光拠点情報・交流施設」「多様な宗教・生活習慣への対応力の強化」「公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上」「宿泊施設インバウンド対応」の整備を行う者で、国から認められた者。

3. 補助対象経費

- (1) 国が定める「旅行環境整備事業費補助金交付要綱」別表2 観光拠点情報・交流施設、観光案内所、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化の区分に規定された補助対象経費
- (2) 国が定める「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」別表1又は別表4 公衆トイレの整備・改修の区分に規定された補助対象経費

4. 補助率及び補助上限額

- ・補助率：補助対象経費から国庫補助金、奈良県以外の地方公共団体もしくは民間団体からの補助金等を除いた額の1/2以内
(宿泊インバウンド対応支援は、上限1,000千円/1事業者)
※交付額は千円単位とし端数は切り捨てます。
- <参考>H30年度 県予算：40,000千円 予算の範囲内での交付になります。

5. 交付申請

- (1) 申請書類
 - ①交付申請書(第1号様式)
 - ②事業計画書(第1号様式 別紙1)
 - ③収支予算書(第1号様式 別紙2)
 - ④国へ提出した要望書及び添付書類の写し(該当がある場合)
 - ⑤国へ提出した交付申請書及び添付書類の写し
 - ⑥国庫補助金の交付決定通知書の写し
 - ⑦その他知事が必要と認める書類
- (2) 募集期限

平成30年11月30日(金) 17:00【必着】

※県の予算がなくなり次第、募集を終了させていただきます。

※交付申請書は先着順で、随時受け付けます。

(3) 提出先

奈良県観光局ならの観光力向上課 もてなし力向上係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8051 FAX 0742-27-1065

6. 交付決定

審査の上、適当と認めるときは、交付決定通知により通知します。なお、交付決定通知書による補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。

※使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助額を増額することはできません。

※使用経費が当初の予定に満たない場合は、交付決定額から減額となります。

7. 事業の変更または中止

(1) 事業計画を変更（軽微な変更を除く。）し、または中止若しくは廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けてください。

(2) 軽微な変更

補助対象事業費の20パーセント以下の増減（補助金の額に変更の生じないものに限る）とします。

8. 実績報告

事業完了後速やかに提出してください。（事業完了後30日以内又は当該会計年度の末日のいずれか早い日まで）

<提出書類>

①実績報告書（第4号様式）

②事業報告（第4号様式 別紙1）

③収支決算書（第4号様式 別紙2）

④国へ提出（予定）する実績報告書及び添付書類の写し

⑤その他知事が必要と認める書類

9. 補助金の額の確定及び交付

実績報告書が提出され、その内容が適当と認められた場合、補助金の額を確定し、通知します。

当該確定通知を受けられたら、交付請求書（第5号様式）を提出してください。請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。